

野上修市先生のこと

玉田弘毅

野上修市先生は、平成一八年（二〇〇六年）一月一日に古稀を迎えられました。杜甫が「曲江」と題する詩で詠んだように「人生七十古来稀」であつた昔日とは異なり、七〇歳を超えてなお矍鑠として人生を享受する者が少ない今日ではありますが、しかし、それにしても、敬愛してやまない野上先生がご健勝のうちにこの日をお迎えになられたことは、誠におめでたいことであり、心からお祝い申し上げます。

野上先生のいつも若々しいご容姿や立居振舞に常日頃接している者の一人として、先生の古稀ということをお聞きされても、にわかに信じ難い思いであります。しかし、考えてみれば、私の方が野上先生より年長であり、古稀は何年も前に迎えていまして、そうである以上、順送りで先生がこのたび古稀を迎えられたのは当然で、歳月の経過の速さを今さらのように実感しているようなわけであります。

* * *

475

野上先生は、大分県別府市のご出身で（「明治大学学園だより」第一二四号二頁掲載の「ズームアップわれらの先生」によれば、ご実家は別府でホテルを経営なさつておられるとのこと）、昭和三五年（一九六〇年）三月、明治大学法学部卒業後、同大学院法学研究科博士課程において法学部特選研究生として、さらに、同大学法学部の専任助手と

して、法学博士安澤喜一郎先生に師事され、それ以来、今日に至るまで憲法学および教育法学の研究に専念され、数多くの著書や論文などを公けにして憲法学および教育法学の発展に大きく寄与してこられました。他方、教育面においても明治大学をはじめ多くの大学で教鞭をとって人材の育成に尽力され社会に有為の幾多の人材を送り出してこられました。また、明治大学内においては評議員、副学生部長、図書館長等々の要職に就かれ大学行政・運営に眞摯に取り組み幾多の功績を挙げてこられました。学外においても日本学術会議会員、日本教育法学会事務局長等々の公職をお務めになられ広く社会に多大な貢献をしてこられました。

* * *

野上先生とは学問領域が異なるのみならず、学内外での様々な面での軌跡等を異にする私としては、先生と同じファカルティ・メンバーとして明治大学法学部に永年在籍していたにもかかわらず、上述した以上には、野上先生の多様な経歴について詳細かつ的確に語る事ができないのが残念であります。以下において、私が先生と親しくご厚誼を頂くに至ったきっかけ、そして、そのことから、先生が、お住まいの地域において集合分譲住宅（タウンハウス）の管理組合理事長、自治会長等々を務められ、そのような数々の実体験に裏打ちされての卓越した知見を住宅法制や地域コミュニティ問題、地域社会のあり方等々についてお持ちになっておられて、集合住宅私法の研究をライフ・ワークの一つとしていた私にとって、野上先生のご示唆、ご教示は刺激的であつたこと、平成一六年（二〇〇四年）には、地域マネジメントに係る学際的学会設立にご尽力頂いたこと、そして、先生がそのような知見に基づいて執筆なさつたご論稿のことなどを、アトランダムではありますが、以下に記述して、野上先生の古稀を賀する献呈の言葉とさせていただきます。

* * *

昭和五一年（一九七六年）か五二年（一九七七年）頃かと記憶してはいますが、野上先生が、お住まいのタウンハウスで、当時、管理組合の理事長をなさっておられて、そのタウンハウス団地における臨時総会の開催をめぐる賛否が対立紛糾して裁判にまでなつたことから、私に、集合分譲住宅（マンション）団地の法律問題に明るい弁護士を紹介してほしいとのご相談があつて、野上先生に、集合分譲住宅に係る法律実務に詳しく、実際に幾つもの裁判を手がけていた知り合いの弁護士をご紹介したことなどから、野上先生と親しくお付き合いさせて頂くようになりました。

そして、当時、私は、一粒社という出版社から『マンションの法律』という実務解説書を編集刊行していましたが、平成三年（一九九一年）に出版した『第四版 1』に、野上先生から「管理組合役員の資格の見直し」という論稿を頂いて収載したことがあります。この論稿は、管理組合の役員を区分所有者のみに限定するのは団地コミュニティ形成上問題であつて、区分所有者以外のテナントも役員に加えるべき、という、きわめて先見的な論稿でありました。

さらに、平成一四年（二〇〇二年）三月には、財団法人マンション管理センターの月刊誌『マンション管理センター通信』第一九五号に『「マンション税」登場とマンションのあり方を考える』という論稿を寄稿されておられます。同論稿では、地方自治体で、街並み景観保護や居住環境保全の視点から、マンション建設に規制をかけるべく、デベロッパ等に法定外普通税として「マンション税」を賦課するという動きがみられるが、これは、マンションが単なる区分所有者たちの「私的資産」としてではなく、「社会的資産」として位置づけられるべきであり、マンションの建築や管理・運営のあり方が、一般住民の居住環境を破壊したり、自然保護や歴史・文化財保全を阻害したりするものであつてはならない、という命題につながるものであり、この命題を起点として、地域社会において今後のあるべきマンションのあり方が真剣に検討されなければならない、として、簡潔ではあるが、いくつかの問題点を具体的かつ的

確に鋭く指摘されていることが注目されます。

その後、上述の平成一六年（二〇〇四年）の四月には、わが国社会における地域・地区の形成ファクターである各種資産（インフラとその上部構築物）を適切に管理運営し有効に活用すべき、という社会的要請にこたえるべく、そのための理論と実務を、ハード、ソフトの両面から研究する学際的学会として、地域マネジメント学会（Association for Regional Management in Japan）が関係者によって設立されました。その際に、私は会長として、野上先生に無理を承知で参画をお願いし、副会長に就任して頂きましたが（『地域マネジメント学会会報』創刊号一頁参照）、先生は、学会設立の意義を高く評価され、学会活動に積極的に関与して下さっておられることに心奥より謝意を表する次第であります。

野上先生は、地域マネジメント学会平成一七年度学術大会（二月二五日、明治大学駿河台キャンパスにて開催）において、「子どもの遊ぶ権利と住環境の保護」というテーマで、治安・防犯についての関心が社会的に高まっている現在の問題を憲法・教育法学者の立場で問題指摘をなさった意欲的な報告であると拝聴致しました（『地域マネジメント学会平成一七年度学術大会論文集』所載）。

そして、野上先生は、平成一八年度の地域マネジメント学会学術大会（二月二日、明治大学駿河台キャンパスにて開催）においても、「管理組合規約のあり方を考える」というテーマで、国土交通省策定の「マンション標準管理規約」に内在する問題点として、①管理組合役員資格の見直し、②総会の種類および議決方法の再検討、③総会における議決事項の提起、④専有部分と共有部分の一体的管理、⑤管理組合と自治会の関係をめぐる問題（管理費からの自治会費の支出、役員の兼務問題）をピックアップして具体的検討を試みられた上で、以上の諸点の見直しをすべきこと、そして、さらに、⑥マンションの建築構造や居住者の多様性に配慮し、マンション類型に即して管理方式の類型化を図り、居住者（区分所有者）の選択ができるメニュー方式を導入すべきであること、⑦一団地一自治会という、今日、

多くの自治体で行われている設置スタイルを見直して、マンション居住者とそうでない一般住民とのコミュニケーションを容易ならしめる外に向かつて開かれた自治会を設置するよう、発想の転換の必要性があることを指摘されていて、野上先生の簡潔ながら的確なご報告に感銘致しました（『地域マネジメント学会平成一八年度学術大会論文集』所載）。

* * *

野上先生の以上の幅広いご業績とご活躍には目を見張るものがあり、平成一八年（二〇〇六年）度をもって明治大学を定年退職なさることは、制度とはいえ、きわめて惜しいなという思いが致します。是非、これからも、健康にくれぐれも留意されて、母校明治大学の更なる発展のために様々な面で尽力して頂きたく、また、学問の分野だけでなく、実社会の場でも、先生のこれまで培ってこられた学識・知見をもつて有為な活躍をなされるよう、心から切に願ってやまない次第であります。

平成一九年（二〇〇七年）二月